令和7年度 随意契約の公表(選挙管理委員会事務局)

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの随意契約

【選挙管理委員会事務局】

	【选学官理安良云争榜问】						
担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	
選挙管理 委員会事 務局	八尾市選挙人名簿管 理システム運用保守 業務	令和7年6月1日	行政システム株 式会社 大阪支 店	大阪府大阪市淀川区宮 原四丁目5番41号	5,935,600	コンピュータ・プログラムについては、著作権法第27条及び 第28条の規定により、システム開発業者以外の他者が対応 することが出来ないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	
選挙管理 委員会事 務局	第27回参議院議員通常選挙に係る期日前投票システム及び当日投票システムの導入・稼働支援	令和7年6月25日	行政システム株 式会社 大阪支 店	大阪市淀川区宮原4丁 目5番41号	2,834,040	当該業務は、行政システム株式会社より既に導入を受けている期日前投票システムの利用及び期日前投票システムからデータ抽出を行い、投票所ごとに投票情報の連携を行うものであり、当該業務における設定作業や研修を実施できるのは契約相手方のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	
選挙管理 委員会 務局	第27回参議院議員通 常選挙に係る市民ロ ビー物品の借用	令和7年6月28日	西尾レントオー ル株式会社 RA 西日本営業部	大阪市城東区鴫野西2- 6-8		当該業務は、期日前投票所として使用する市民ロビーにおいて、パーテーションや机等の器材の借用を行うものであるが、現在市民ロビーについては臨時特別給付金プロジェクトチーム(以下、給付金PT)の執務室が設置されており、選挙時においては当該執務室のパーテーションレイアウトを変更し、期日前投票所及び給付金PT用のレイアウトにする必要があることから、給付金PT設置を受託している当該業者でなければ業務を行うことができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	
選挙管理 委員会事 務局	第27回参議院議員通 常選挙に係る投票所 設営及び投票事務業 務	令和7年7月18日	公益社団法人シ ルバー人材セン ター	八尾市宮町一丁目10番 32号		高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	

最終行